令和2年 上里町教育委員会 第3回 定例会会議録

上里町教育委員会

令和２年第３回上里町教育委員会定例会　議事日程

日　時　令和２年３月26日（木）午前９時
場　所　上里町役場　３階　　教育委員会室

１　開　会

２　前回会議録の承認

３　議　事

（１）　議案第５号　上里町立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則について

（２）　議案第６号　上里町副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱について

（３）　議案第７号　学校医の委嘱について

（４）　議案第８号　学校薬剤師の委嘱について

（５）　議案第９号　上里町いじめ問題専門委員の委嘱について

（６）　議案第10号　上里町スポーツ推進委員の委嘱について

（７）　議案第11号　上里町文化財保護審議委員及び上里町文化財調査員の委嘱について

（８）　議案第12号　平成31年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定について

（９）　議案第13号　令和２年度上里町公立学校教職員の人事異動について

(10)　議案第14号　上里町教育委員会所管職員の人事異動について

(11)　議案第15号　会計年度任用職員の任用について

(12)　議案第16号　中央公民館長の任命について

(13)　議案第17号　地区公民館長の任命について

(14)　そ　の　他

４　教育長報告

５　その他の事項

次回の教育委員会日程について　　日　時　令和　　年　　月　　日（　）時　分
場　所

６　閉　会

【　休　憩　】

○　教育委員会報告・連絡会議

令和２年第３回上里町教育委員会会議録

招集月日	令和２年３月２６日（木）	招集場所	上里町役場　３階　教育委員会室
会議日程	開　会　午前９時	閉　会	午前１０時
招集者及び宣告者	教育長　埴岡　正人	議　長	教育長　埴岡　正人

委員出席状況			説明のために出席した職員		
教育委員				学校教育課長	高橋　淳
教育長	○	埴岡正人		学校教育指導室長	勝山　寛美
委員	○	阿久戸　嘉彦		生涯学習課長兼郷土資料館長	伊藤　覚
委員	○	島﨑　勝		学校教育指導室長補佐	櫻井　達夫
委員	○	相川　崇樹		学校教育指導室長補佐	松本　顕記
委員	○	齊藤雅男		学校教育課教育庶務係	山田　真奈美
※出席者○印・欠席者×印					

会議進行状況	
１．開会	＜挨拶・開会宣言＞
教育長	
２．前回会議録の承認	前回会議録の確認をお願い致します。ご不明点等ございましたらご発言願います。
教育長	
委員	＜特になし＞
教育長	特に無いようですので、前回の会議録については、ご承認頂けたものといたします。事務局は手続きをお願いします。今回の会議録署名委員は、阿久戸委員にお願い致します。
３．議事	それでは本日の議事に入りたいと思いますが、本日の議事は議案が13件であります。
教育長	なお、議案第12号から議案第17号までは、個人情報及び発表前の人事異動に関する内容ですので、会議の内容を非公開といたしたいと思いますがいかがでしょうか。
委員	＜了解＞
教育長	では、議案第12号から第17号につきましては、会議の内容を非公開といたします。それでははじめに、議案第5号上里町立学校教育職員

会議進行状況		の適切な管理等に関する規則について、を議題と致します。事務局説明願います。
	学校教育課長	ご提案申し上げました、議案第5号上里町立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則について、説明申し上げます。 提案理由でございますが、令和2年1月17日文部科学省から発出された、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」に対応するため、従来の学校管理規則とは別に、新たな教育委員会規則として制定するため、本案を提出するものです。 制定の概要ですが、文科省から発出された指針に基づき、埼玉県教育局市町村支援部小中学校人事課が提示した規則の例を基に、県内の教育委員会が学校管理規則検討委員会を組織し、同会が規則の内容について検討を行い、その結果を受け、上里町教育委員会として従来の学校管理規則とは別に新たな教育委員会規則の制定を行うものです。 続いて内容ですが、第1条では、規則制定の趣旨として、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置について定めるものとしています。 第2条では、用語の定義として、この規則中での「教育職員」について、説明しています。 第3条第1項では、上里町教育委員会は教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより、学校教育の水準の維持向上に資するよう、業務量の適切な管理等として、いわゆる残業時間の上限を定め、その時間は、1か月では45時間、1年では360時間を上限とし、適切な管理を行うこととしています。 第2項では、上里町教育委員会は、教育職員が予見できない、一時的または突発的な理由により、前項で規定された時間を超えて業務を行わざるを得なくなった時は、1か月では100時間未満、1年では720時間、直前の1か月から5か月の期間の平均時間が80時間、1年間の内1か月の時間外勤務時間が45時間を超える月は6ヶ月をそれぞれ上限とし、適切な管理を行う事としています。 第3項では、前2項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項は

会議進行状況		教育委員会が別に定めるとしています。
		附則では、施行日を定めており、令和２年４月１日から施行するとしています。
		以上、上里町立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則についての提案説明といたします。慎重ご審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げます。
	教育長	只今、議案第5号につきまして、事務局より提案の説明がありました。
		この件に関しましては、既に学校現場において校長先生方から指導がされており、先生方にも周知がされている事と感じています。この事につきましてご質問等ございますか。
	阿久戸委員	この時間は、上里町独自で定めたものではなくて、文科省から示されたものですか。
	教育長	はいそうです。他にご質問等無いようであれば、議案第5号は事務局提案のとおり決する事でよろしいでしょうか。
	委員	＜了解＞
	教育長	議案第5号は提案のとおり決しました。事務局は手続きをお願いします。次に議案第6号上里町副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱について、を議題とします。事務局説明願います。
	教育庶務係長	ご提案申し上げました、議案第6号上里町副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱について、説明申し上げます。
		提案理由ですが、子ども子育て支援法の一部改正に伴い、副食費の施設による徴収に係る補足給付事業を実施するため、本案を提出するものです。概要でございますが、子ども子育て支援法の一部改正により、新制度未移行幼稚園の副食費に係る補足給付事業を実施する事となったため、制度内容及び実施基準等を定めるものです。これは、低所得で生計が困難である者等に係る副食費の提供に要する費用の一部について、補足給付を交付することにより、全ての子供の健やかな成長を支援する事を目的としたものであります。

会議進行状況		続きまして内容でございますが、第1条では、先程申し上げました制度の趣旨を規定しております。第2条では、本要綱中の用語の定義について、子ども子育て支援法において使用する用語例によることを想定しています。第3条では、補足給付費の交付について、対象費用と対象者について規定しています。対象費用は、施設等の利用給付認定を受けた保護者の支払うべき副食費が対象となります。また、対象者は2つの要件の内、いずれか1つを満たした場合に対象となります。1つ目は、アとして、同一世帯に属する者の市町村民税所得割合算額が77,101円未満である場合。2つ目は、イとして、同一世帯の子供で3人目以降の施設等利用給付認定子供がいる場合。第4条は、補足給付費の額について、1月につき、1人当たり4,500円を上限とし、下回る場合は、実際に要した費用の額としています。第5条は、交付申請について、保護者は町長の指定する日までに交付申請により町長に申請するものと規定しております。第6条は、交付決定について、申請内容を審査の上、交付の可否を申請者に通知する旨を規定しています。第7条は、補足給付の交付方法について、まず第1項にて保護者は補足給付費の請求及び受領に関する権限を施設設置者に委任するものとし、第2項にて、支払いは委任を受けた施設設置者の請求に基づき行う事としています。また、第3項では、請求時の添付書類について規定しています。 第8条は、交付決定の取り消しについて、第3条に規定する対象者に該当しなくなったときは、交付決定を取り消し、保護者及び施設設置者に通知すると規定しています。第9条は、補足給付費の返還について、偽りその他の不正の手段により交付を受けた場合、交付した額の全部または一部を返還させると規定しています。第10条は、その他として、この要綱に定めるものの他、補足給付の交付に関し、必要な事項は町長が別に定めるとしています。附則では、施行期日を定めており、公布の日から施行し、令和元年10月1日から適用するものです。 以上で、議案第6号上里町副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱についての提案及び概要説明といたします。慎重ご審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げます。
	教育長	只今、議案第6号について、事務局から提案説明がありました。この件について、ご質問等ございますか。

会議進行状況	阿久戸委員	4,500円を上限に保護者でなく、園へ交付するのですか。
	教育庶務係長	はい、園へ支払います。
	教育長	その他、ご質問等無いようであれば、議案第6号については、事務局提案のとおり決する事でよろしいでしょうか。
	委員	＜了解＞
	教育長	議案第6号は提案のとおり決しました。事務局は手続きをお願いします。次に議案第7号学校医の委嘱について、を議題とします。事務局説明願います。
	教育庶務係長	ご提案申し上げました、議案第７号学校医の委嘱についての提案説明を申し上げます。 提案理由でございますが、上里町立神保原小学校及び上里町立上里北中学校学校医の関口泰洋氏が休診中に伴い、本庄市児玉郡医師会より新たに推薦があったため、委嘱を行いたいので、本案を提出するものでございます。 概要でございますが、学校保健安全法第 23 条第 3 項において、学校には学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を配置することと規定されていることから、現任者が休診中により、新たな学校医の委嘱が必要となったため、議決を求めるものでございます。 内容につきまして、委嘱者でありますが、岡村明彦氏 60 歳、彩の丘クリニック院長、勤務校は、上里町立神保原小学校、委嘱年月日は、令和２年４月１日であります。 もう一方は、鴨下憲和氏 57 歳、けやきクリニック院長、勤務校は、上里町立上里北中学校、委嘱年月日は令和２年４月１日でございます。 以上で、学校医の委嘱についての提案及び内容説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。
	教育長	只今、議案第7号について、事務局から提案説明がありました。この件について、ご質問等ございますか。

会議進行状況	委員	＜特になし＞
	教育長	特に無いようですので、議案第7号は事務局提案のとおり、決することでよろしいでしょうか。
	委員	＜了解＞
	教育長	議案第7号は提案のとおり決しました。事務局は手続きをお願いします。次に議案第8号学校薬剤師の委嘱について、を議題とします。事務局説明願います。
	教育庶務係長	ご提案申し上げました、議案第 8 号学校薬剤師の委嘱についての提案説明を申し上げます。 提案理由でございますが、上里町立上里北中学校学校薬剤師の佐藤有沙氏が令和 2 年 3 月 31 日をもって辞任することに伴い、本庄市児玉郡薬剤師会より新たに推薦があったため、委嘱を行いたく、本案を提出するものでございます。 概要でございますが、学校保健安全法第 23 条第 3 項において、学校には学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を配置することと規定されていることから、現任者の辞任を受け新たな学校薬剤師の委嘱が必要となったため、議決を求めるものでございます。 内容ですが、委嘱者は、山口正和氏 53 歳、ひふみ薬局にお勤めです。勤務校は上里町立上里北中学校、委嘱年月日は令和 2 年 4 月 1 日でございます。 以上で、学校薬剤師の委嘱についての提案及び内容説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。
	教育長	只今、議案第8号について、事務局から提案説明がありました。この件について、ご質問等ございますか。
	委員	＜特になし＞
	教育長	特に無いようですので、議案第8号は事務局提案のとおり、決することでよろしいでしょうか。

会議進行状況	委員	＜了解＞
	教育長	議案第8号は提案のとおり決しました。事務局は手続きをお願いします。次に議案第9号上里町いじめ問題専門委員の委嘱について、を議題とします。事務局説明願います。
	教育庶務係長	ご提案申し上げました、議案第 9 号上里町いじめ問題専門委員の委嘱につきまして、提案説明をいたします。上里町いじめ問題対策連絡協議会等条例に基づき、上里町いじめ問題専門委員会を組織するため、専門委員の委嘱を行いたいので、本案を提出するものでございます。 概要でございますが、平成 27 年 9 月に上里町いじめ防止基本方針及び上里町いじめ問題対策連絡協議会等条例が制定されており、教育委員会で組織する上里町いじめ問題専門委員会の委員を同条例第 9 条第 2 項に基づき選出したので、委嘱を行うにあたり議決を求めるものでございます。内容でございます。委嘱者でありますが、関根寛氏、荒井喜久男氏、和久井麻依子氏、持田和正氏、松本浩氏、竹田吉宏氏、の 6 名であり、竹田吉宏氏以外の 5 名は再任となります。 ＜住所地又は勤務地、生年月日、経歴の説明＞ 任期は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの 2 年間であります。 以上で、上里町いじめ問題専門委員の委嘱についての提案及び内容説明とさせていただきます。 慎重審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。
	教育長	只今、議案第9号について、事務局から提案説明がありました。この件について、ご質問等ございますか。
	阿久戸委員	この方たちを選んだ経緯はどのようなお考えからですか。
	学校教育課長	専門委員の選出にあたっては、上里町いじめ問題対策連絡協議会等条例に基づき、専門委員は心理、福祉等の専門知識及び経験を有する者、教員又は警察官経験者、医師、学識経験を有する者の内から教育委員会が委嘱する、と規定されていますので、その選出区分から委嘱を行うものです。

会議進行状況	教育長	その他、ご質問等無いようであれば、議案第9号については、事務局提案のとおり決する事でよろしいでしょうか。
	委員	＜了解＞
	教育長	議案第9号は提案のとおり決しました。事務局は手続きをお願いします。次に議案第10号上里町スポーツ推進委員の委嘱について、を議題とします。事務局説明願います。
	生涯学習課長	ご提案申し上げました、議案第 10 号上里町スポーツ推進委員の委嘱につきまして、提案説明をいたします。上里町スポーツ推進委員につきましては、現在 3 名欠員となっており、今回欠員補充として上里町スポーツ推進委員に関する規則第 4 条第 1 項の規定により本案を提出するものでございます。
		内容として、委嘱者は、間々田一紀氏
		＜住所地、生年月日の説明＞
		なお、委嘱期間は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの 1 年でございます。
		以上、議案第 10 号につきましての提案説明とさせていただきます。
		慎重ご審議の上、ご議決賜ります様お願い申し上げます。
	教育長	只今、議案第10号について、事務局から提案説明がありました。この件について、ご質問等ございますか。
	委員	＜特になし＞
		ご質問等無いようであれば、議案第10号については、事務局提案のとおり決する事でよろしいでしょうか。
	教育長	
	委員	＜了解＞
	教育長	議案第10号は提案のとおり決しました。事務局は手続きをお願いします。次に議案第11号上里町文化財保護審議委員及び上里町文化財調査委員の委嘱について、を議題とします。事務局説明願います。

会議進行状況	生涯学習課長	ご提案申し上げました、議案第 11 号上里町文化財保護審議委員及び文化財調査員の委嘱につきまして、提案説明をさせていただきます。 提案理由でございますが、上里町文化財保護審議委員及び文化財調査員につきましては、令和 2 年 3 年 31 日で任期満了となるため、上里町文化財保護条例第 4 条の規定により本案を提出するものでございます。 内容ですが、委嘱者は、小野英彦氏、谷口明廣氏、山下武彦氏、笠原隆氏の４名でございます。 ＜各人の住所地、生年月日、経歴の説明＞ なお、任期につきましては、令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まででございます。 以上、議案第 11 号につきましての提案説明とさせていただきます。 慎重ご審議の上、ご議決賜ります様お願い申し上げます。
	教育長	只今、議案第11号について、事務局から提案説明がありました。この件について、ご質問等ございますか。
	委員	＜特になし＞
	教育長	ご質問等無いようであれば、議案第11号については、事務局提案のとおり決する事でよろしいでしょうか。
	委員	＜了解＞
	教育長	議案第11号は提案のとおり決しました。事務局は手続きをお願いします。次に議案第12号平成31年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について、を議題とします。事務局説明願います。
	教育庶務係長	ご提案申し上げました、議案第 12 号平成 31 年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について、説明申し上げます。 提案理由でございますが、要保護及び準要保護児童生徒を認定し、学校運営の円滑化を図るため、本案を提出するものであります。 概要及び内容について説明いたします。 はじめに概要でございますが、令和2年度に町立の小学校に新入学を

会議進行状況		予定している児童等の保護者より、令和2年2月16日から3月13日までに申請のありました申請者について、上里町要保護及び準要保護児童生徒就学援助実施要綱第5条に基づき認定を行いたいものであります。 　続きまして、認定内容でございます。認定区分が準要保護の新規申請1件1名であります。内容につきましては資料をご覧ください。生活困窮を理由とした準要保護の申請で、判定結果の数値が算定基準以下となっておりますので、認定となるものです。 　以上、議案第12号の提案説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご議決賜ります様、お願い申し上げます。 　＜申請者の詳細説明内容・質疑応答の内容は非公開＞
	教育長	議案第 12 号につきましては、事務局提案のとおり、準要保護児童生徒と認定する事でよろしいでしょうか。
	委員	＜異議なし＞
	教育長	議案第12号は提案のとおり決しましたので、事務局は、手続きをお願いします。続いて、議案第13号令和2年度上里町公立学校教職員の人事異動について、を議題といたします。事務局説明願います。
	学校教育指導室長	ご提案申し上げました、議案第13号令和2年度上里町立学校職員の人事異動につきまして、説明申し上げます。 　提案理由ですが、令和2年度上里町立学校職員の人事異動について、上里町教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第3項の規定により、別紙のとおり委員会にこれを報告し、その承認を求めるものです。 　内容につきましては、転出7名、転入7名、転補6名、新採用12名の内、初任者6名、再任用5名、臨任27名、非常勤5名です。なお、詳細につきましては、お配りいたしました異動表をご覧ください。 　以上、議案第13号の提案説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご承認賜ります様、お願い申し上げます。 　＜管理職個々の異動詳細説明内容・質疑応答の内容は非公開＞
	教育長	議案第 13 号につきましては、事務局提案のとおり、承認する事でよろしいでしょうか。

会議進行状況	委員	＜了解＞
	教育長	議案第13号は提案のとおり承認されました。
		続いて、議案第14号上里町教育委員会所管職員の人事異動について、を議題といたします。事務局説明願います。
	学校教育課長	ご提案申し上げました、議案第14号上里町教育委員会所管職員の人事異動につきまして、説明申し上げます。
		提案理由ですが、令和2年度上里町教育委員会所管職員の人事異動について、上里町教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第3項の規定により、別紙のとおり委員会にこれを報告し、その承認を求めるものです。
		上里町役場の人事異動につきましては、一昨日内示がございました。その内、教育委員会部局に関します異動内容は、お配りしました異動表のとおりでございますが、新たに教育委員会に着任いたします職員について説明いたします。
		以上、議案第14号の提案説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご承認賜ります様、お願い申し上げます。
		＜新任者個々の説明内容・質疑応答の内容は非公開＞
	教育長	議案第 14 号につきましては、事務局提案のとおり、承認する事でよろしいでしょうか。
	委員	＜了解＞
	教育長	議案第14号は提案のとおり承認されました。
		続いて、議案第15号会計年度任用職員の任用について、を議題といたします。事務局説明願います。
	学校教育課長	ご提案申し上げました、議案第15号会計年度任用職員の任用につきまして、説明申し上げます。
		提案理由でございますが、上里町教育委員会で雇用する一般職の非常勤職員の任用につきまして、地方公務員法の改正に伴い、会計年度任用職員制度により任用を行いたいので、本案を提出するものです。

会		続きまして内容ですが、上里町教育委員会として別紙の者を会計年
		度任用職員として任用したいので、上里町教育委員会教育長に対する
		事務委任規則第2条第3項の規定により、別紙のとおり委員会にこれを
		報告し、その承認を求めるものです。
		なお、任用期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までであります。
		以上、議案第15号の提案説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご承認賜ります様、お願い申し上げます。
		＜任用者個々の説明内容・質疑応答の内容は非公開＞
議	教育長	議案第 15 号につきましては、事務局提案のとおり、承認する事でよろしいでしょうか。
	委員	＜了解＞
進	教育長	議案第15号は提案のとおり承認されました。
		続いてですが、議案第16号中央公民館長の任命についてと、議案第17号地区公民館長の任命については、関連がありますので、事務局は一括説明をお願いします。事務局説明願います。
行	生涯学習課長	ご提案申し上げました、議案第16号上里町中央公民館長の任命について及び議案第17号地区公民館長の任命につきまして、併せて提案説明をさせて頂きます。
		内容につきまして、上里町公民館長任命につきましては、社会教育法第28条に規定に基づき、6名の公民館長を任命するものでございます。現在、任命されております公民館長の身分につきましては、特別職非常勤職員でございます。
状		平成29年に公布されました地方公務員方法、及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行となり、この改正によって、地方公務員法第3条第3項第3号に規定する特別職非常勤職員の任用条件が厳格化され、公民館長の職に特別職非常勤職員を任用することができなくなりました。
況		このため、現行の公民館長任期は、令和2年3月31日をもって任期満了となります。

会議進行状況		はじめに中央公民館長につきましては、常勤職員3名が配置されていること、連絡調整を担う公民館であることなどを考慮し、非常勤館長から任期の定めのない職員、いわゆる常勤職員を館長に充てることといたしました。
		館長の常勤化によって、公民館における組織体制の強化と公民館業務の充実を図るもので、4月1日付けの上里町職員人事異動に合わせ、中央公民館長を任命したく提案するものでございます。
		次に、地区公民館長についてですが、昨年9月に、地方公務員法及び地方自治法の一部の改正により創設された、会計年度任用職員制度の導入のため、上里町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例が公布され、令和2年4月1日から施行されることになりました。
		地区公民館長については、従来の特別職非常勤職員としての勤務条件を踏襲することとし、一般職非常勤職員にあたる　第1号会計年度任用職員を任用することといたしました。このため、地区公民館長につきましては、公募を実施し、昨年12月1日発行の広報かみさとや町ホームページに募集掲載を行ったところ、7名の応募者があり、本年1月に書類審査及び面接試験を実施し、最終選考を行った結果、本年2月に5名の採用内定を行ったところでございます。
		地区公民館長の配置にあたっては、採用内定者における公民館勤務実績を重視しつつ、地域性などにも配慮しながら適材適所に努めたところでございます。
		なお、会計年度任用職員制度では、任用日から任用された年度の末日までが任用期間となるため公民館設置及び管理条例第6条第3項に規定していますように、非常勤公民館長の任期は、4月1日から翌年の3月31日までとなります。
		なお、地区公民館長として任命を予定している者は、次の5名でございます。
		以上で、議案第16号及び議案第17号の提案説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。
		＜任用者個々の説明内容・質疑応答の内容は非公開＞
	教育長	只今、議案第16号及び議案第17号の一括提案説明がありましたが、この件に関しまして、事務局提案のとおり、承認する事でよろしいでしょうか。

会議進行状況	委員	＜了解＞
	教育長	議案第16号及び議案第17号は提案のとおり承認されました。
		次にその他ですが、委員の皆様又は、事務局からご提案等ございますか。
	学校教育課長	教育委員会の後援に関しまして、ご報告いたします。お配りいたしました、平成31年後援申請書と記載された資料をご覧ください。平成31年中に上里町教育委員会に対し、後援申請があり、記載の各事業の後援承認を行いました37件の内容が記載されておりますので、ご確認の程、お願いいたします。
	教育長	学校教育課から後援承認に関して報告がありました。
		その他に何かございますか。
	委員	＜特になし＞
	４　教育長報告	特に無いようですので、教育長報告を行います。
	教育長	私からは1点、新型コロナウイルス対策について報告させて頂きます。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、町内の小中学校については、3月3日から本日26日まで、臨時休校といたしました。その間、13日は中学校の卒業式、24日の小学校の卒業式は、卒業生と教職員のみの出席で、内容も時間も簡略化し実施されました。対応策として、業者によるビデオ撮影を行い、DVD を卒業生全員に配布することにいたしました。費用は町が負担し、約65万円掛かりました。保護者の出席をお断りしましたので、何とか保護者の方が少しでも納得される方法は、と考えた結果、この様な形となりました。卒業生の出欠についてですが、特別な事情がある子供さん以外は、全員が出席できました。また、休業期間中、10日、17日、本日26日を登校日として健康観察、家庭学習状況確認を行いました。また、本日は、本来であれば修了日ですので、修了書を渡すことになっています。
		明日からは例年通り春季休業に入りますが、新学期は4月8日に始業式、入学式を行い、新学期をスタートさせます。4月8日の入学式は、新入生、教職員、特に小学校については保護者の引率が必要と考

会議進行状況		えていますので、保護者２名までの出席を可としております。在校生の出席はなく、短時間で簡略した式となりますが、教育委員の皆様には、教育委員会告辞がありますので、ご出席の程、お願いいたします。 　また、新学期の給食ですが、当初の予定通り、4 月 10 日から開始する方向で、準備を進めています。 　なお、これらの予定は、今後のコロナウイルスの拡大状況によっては変更になる事もありますので、ご承知おきください。 　以上、教育長報告といたします。 　この件につきまして、ご意見等ございますか。
	阿久戸委員	DVD の件は良い事だと思います。
	相川委員	国の考えもあるのでしょうが、今後、児童生徒やその保護者に感染者が出た場合の対応などはどの様に考えているのですか。
	教育長	指針が示されていまして、子どもが感染したり、濃厚接触した場合には、出席停止にして、自宅待機となります。また、学級閉鎖や学校閉鎖については、町独自ではなく、県と協議して決定する事となります。
	相川委員	県ではこういった事態の時にはどういった対応する等、明示されているのですか。
	教育長	まだ明示はされていませんので、ケースバイケースで対応します。
	学校教育指導室長	昨日、国が方針を出しましたので、今日あたり出されるのでは、と待っていますが、朝の段階ではまだ出されていません。
	相川委員	もう１点、テレビなどの情報では、県内で感染者が微増していますが、県内の児童生徒やその保護者が感染した等の情報はあるのですか。
	教育長	その様な情報は入っていません。 　他にご質問等ございますか。
	委員	＜特になし＞

会議進行状況	５．その他の事項	特に無いようですので、次にその他の事項で次回の教育委員会の日程をお諮りしたいと思います。次回の教育委員会は、4月23日午後1時30分から開催したいと思いますが、委員の皆様のご都合はいかがでしょうか。
	教育長	
	委員	＜了解＞
	教育長	では、次回の定例教育委員会は、4月23日木曜日午後1時30分より教育委員会室で開催いたしますので、よろしくお願いします。
	６．閉　　会	本日の議事につきましては全て終了しました。
	教育長	以上で、３月の定例教育委員会を閉会とさせていただきます。 皆様、ご苦労様でした。
		会議録署名人（教育長）
		会議録署名人（委員）
		会議録調製者（学校教育課長）　高橋　淳